

令和8年8月5日

[資料提供先]

福山市政記者クラブ
府中市役所記者クラブ

芦田川水系の「河川協力団体」を募集します

～ 川をより身近に、守り育てる ～

国土交通省福山河川国道事務所では、河川管理者と連携して活動する「河川協力団体」を募集します。

河川協力団体制度は、河川法第58条の8の規定に基づく制度です。

この制度は、自発的に河川の維持や河川環境の保全などに取り組むNPOや町内会等の活動を法律上位置付けることで、団体活動の促進や河川管理者との連携強化を図るものです。

指定を受けた河川協力団体は、河川管理者から活動に必要な情報提供を受けられるほか、河川法に基づく一部の許可手続きが簡素化されるなどのメリットがあります。

募集概要

○募集期間

令和8年8月7日（金）～令和8年10月7日（水）

○活動区間

芦田川、高屋川及び八田原ダムの国管理区間

※募集は福山河川国道事務所が行います。

※募集の詳細については、別添の募集要項をご覧ください。

また、福山河川国道事務所ウェブサイトにも募集要項及び申請様式等を掲載します。

https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/river/cooperation_group.html

【参考】河川協力団体制度（中国地方整備局ウェブサイト）

<https://www.cgr.mlit.go.jp/kasen/kasenkyouryoku/index.html>

＜お問い合わせ先＞

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長 末永 敦 （すえなが あつし）

占用調整課長 花田 文範 （はなだ ふみのり）

TEL (084) 923 - 2511 (占用調整課・河川管理課直通)

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

川を守り、川を育て、川を支える 河川協力団体制度

河川協力団体制度とは？

河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を「河川協力団体」として法律上位置付け、地域の実情に応じた河川管理の充実を図ることを目的として制度化されました。

河川管理者の目的

- 洪水等の災害防止
- 河川の適正利用
- 河川環境の整備と保全 等

河川協力団体の目的

- 河川空間を利用した活動
- 環境学習
- 環境美化 等

より良い河川空間の形成

河川協力団体の活動

1. 河川の維持



河川の清掃

2. 河川の管理に関する情報・資料の収集および提供



水辺の安全利用講習会

3. 河川の管理に関する調査研究



魚類調査

4. 河川の管理に関する知識の普及および啓発



災害教訓の伝承

河川協力団体として活動するメリット

＼実際に活動している団体の声／

1. 社会的信用度の向上

河川協力団体に指定され、国から指定を受けともに活動している団体であることが認知されたことで、地域住民や自治体が協力的になった。

2. 団体会員のモチベーションの向上

河川協力団体に指定されたことで、「国に認めてもらった」との名誉を会員が感じ、誇りを持って活動するようになった。

3. 占用に伴う手続きの簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる占用手続きが、河川管理者との協議をもって足りることになった。

4. 河川協力団体間の連携

自分たちの活動範囲だけでは繋がらなかった他団体と、河川協力団体という同じ指定団体と知り合い、活動連携に発展するようになった。

5. 河川管理者との関係構築

河川協力団体に対する河川管理者側の窓口があり、団体活動への支援や活動に支障があった場合等、気軽に相談できるようになった。

6. 河川に関する情報入手

治水、環境等の河川に関する情報が河川管理者から容易に得られるようになった。

7. 河川管理者の委託を受けられる

河川管理者が特に必要があると認める場合には、委託を受けることができる

制度に関するご質問やお問い合わせは下記までご連絡ください。

福山河川国道事務所（占用調整課）

福山市三吉町四丁目4番13号

TEL084-923-2620(代)

私たちは川の守り人
河川協力団体

